年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会 令和2年10月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件 厚 生 年 金 保 険 関 係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件厚 生 年 金 保 険 関 係 3件

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 2000055 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 2000037 号

第1 結論

請求期間①、④、⑤及び⑥について、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を35万9,000円、請求期間④の標準賞与額を41万円、請求期間⑤の標準賞与額を52万9,000円、請求期間⑥の標準賞与額を61万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及 び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算 の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、④、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金 保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明 らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年6月15日

② 平成16年12月15日

③ 平成17年12月15日

④ 平成18年6月15日

⑤ 平成18年12月15日

⑥ 平成25年12月13日

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。 請求期間①から⑤までのうち、いつの時期か不明な明細書の写し20枚並びに請求期間⑥に係る賞与明細書及び銀行預金通帳の写しを提出するので、当該賞与を 記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された 20 枚の明細書は、その様式から平成 16 年 7 月以前のものであることがうかがわれ、そのうち 1 枚が請求期間①に係る賞与明細書(写)であると認められるところ、当該賞与明細書(写)により、請求者は請求期間①において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④、⑤及び⑥について、事業主から提出された請求期間④、⑤及び⑥の 請求者に係る賞与明細書(控)及び請求者から提出された請求期間⑥に係る賞与明 細書(写)により、請求者は請求期間④、⑤及び⑥において事業主から賞与を支給 され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認めら れる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書(写)により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①は35万9,000円、請求期間④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記賞与明細書(控)等により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間④は41万円、請求期間⑤は52万9,000円、請求期間⑥は61万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、請求期間①、④、⑤及び⑥について、請求者の健康保険厚生年金保険被 保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対し、 提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、こ れを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②及び③について、A社は、請求期間②及び③に係る賃金台帳等 の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答してい ることから、請求期間②及び③に係る賞与額及び保険料控除額を確認することがで きない。

また、前述のとおり請求者から提出された 20 枚の明細書は、その様式から平成 16 年7月以前のものであることがうかがわれ、請求期間②及び③に係る賞与明細書は見当たらないことから、請求期間②及び③に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 2000063 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 2000039 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年6月15日の標準賞与額を16万円、同年12月14日の標準賞与額を17万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和61年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年6月15日

② 平成24年12月14日

私は、A事業所から請求期間①及び②の賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。各請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者に係る平成24年分賃金台帳により、請求者は、 請求期間①及び②において同事業所から賞与を支給され、事業主により当該賞与か ら保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正 及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又 は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。 したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は 16 万円、請求期間②は 17 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金 保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所 に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及 び②の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請 求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 2000045 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 2000038 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年 月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成10年1月28日から同年5月1日まで

: ② 平成10年5月1日から同年9月30日まで

請求期間①について、国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者 資格の取得年月日は平成10年5月1日となっているが、同年1月28日から同社 に勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、国の記録では、A社における請求期間②の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、私は同社の役員として毎月50万円の給与を受け取っていたので、請求期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社に係る閉鎖事項全部証明書及び請求者から提出された同社に係る資料により、請求者は請求期間の一部において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る閉鎖事項全部証明書により請求期間①を含む期間において同社の役員であった者及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 10 年 5 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できる者に文書照会を行ったものの、同社が法人として設立された平成 10 年 2 月 6 日より前の期間に係る事業所の実態について回答は得られず、請求期間①に

おいて適用事業所となる要件を満たしていたか確認できない。

また、請求期間①及び②について、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成28年12月14日に解散している上、当該証明書により請求期間①及び②を含む期間において同社の代表取締役であった者が二人確認できるところ、一人は既に死亡しており、残りの一人は請求者に係る資料を保管しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の納付及び保険料の控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成10年5月1日であることが確認できるところ、文書照会に回答があった者の中に、請求期間①及び②に係る同社の給与明細書を所持していると回答した者はおらず、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から、保険料を給与から控除していたか確認できない。

加えて、請求期間①及び②当時、請求者が住民登録していたB市に対し、請求者の平成10年度分及び平成11年度分に係る住民税申告書の写し、添付書類の写し及び住民税課税基礎資料の保管状況について照会したところ、同市は、当該資料は無い旨回答している上、請求者は、A社から給与が振り込まれていた金融機関の通帳を所持しておらず、給与が振り込まれていた金融機関も覚えていない旨回答していることから、請求期間①及び②における給与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたこと及び請求期間②について請求者がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

(別添)

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 2000051 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 2000040 号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 請求内容の要旨

請求期間: ① 平成15年7月

② 平成15年12月

③ 平成16年12月

④ 平成18年7月

⑤ 平成 22 年 7 月

A社から毎年7月及び12月に必ず賞与が支払われており、賞与明細書には厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていた記憶があるが、国の記録によると、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無い。社員全員同日に賞与が支払われていたので、請求期間①から⑤までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認できる 資料は廃棄している旨回答していることから、請求期間①から⑤までに係る請求者 の賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与は振込みで支払われた旨陳述していることから、請求者の預金口座がある金融機関に照会したところ、当該金融機関は、預金口座の取引内容が確認できるのは平成22年4月以降の分である旨回答しており、請求期間①から④までについては確認できない。

さらに、請求期間⑤について、請求者は、給与は 25 日に振り込まれており、賞 与はそれ以外の日に振り込まれていた旨陳述しているところ、上記金融機関から提 出された平成22年4月から同年12月までの「取引明細表(預金)」によると、毎月25日頃に「A社(カタカナ)」からの入金が記載されており、同年7月については23日に入金の記載が確認できるが、このほかに賞与と考えられる入金の記載は確認できない。

加えて、請求者が請求期間①から⑤まで当時居住していたC市に対し、請求期間 ①から⑤までに係るA社が請求者に支払った金額及び控除した社会保険料額が確認できる住民税申告書、給与支払報告書等の資料について照会したところ、同市は、保存期限が経過しているため資料を保管していない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持しておらず、請求期間①から⑤までに係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 2000054 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 2000041 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険 者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年6月から平成20年5月7日まで

私は、請求期間において、A社に勤務しC業務をしていたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のB社に係る被保険者期間は平成16年5月1日から平成20年4月23日までの期間であることが確認できることから、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求者は正社員として在籍していたが、請求者に係る資料は保管していないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付並びに厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、B社は、請求期間の同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、本人の希望により異なる取扱いであり、加入しない者もいた旨回答している。また、オンライン記録により、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成 15 年から平成 18 年までの期間に取得している者のうち、所在が確認できる者並びに事業主及び請求者から請求期間の同社の社会保険事務担当者として名前が挙がった者に対し文書による照会を行ったところ、複数の同僚は、請求期間の同社における厚生年金保険の加入の取扱いについて、本人の希望により異なる取扱いであり、加入しない者もいた旨回答している上、複数の同僚が会社に申し出て途中から厚生年金保

険に加入した旨陳述している。さらに、A社の社員名簿として請求者から提出された資料に氏名が記載されている者の中には、オンライン記録において、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に氏名が確認できない者が複数確認できる。これらのことから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の申出により途中から厚生年金保険に加入した旨陳述している複数の同僚のうちの一人から提出されたA社の給料支払明細書によると、厚生年金保険料は厚生年金保険の被保険者資格取得後の給与から控除されており、被保険者資格取得前の給与からは控除されていないことが確認できる。

加えて、請求期間当時、請求者が住民登録していたD県E市及びF市は、平成17年度分から平成21年度分までの住民税に関する課税資料は、保存期限経過のため確認できない旨回答している上、ほかに請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無いことから、請求者から提出された請求期間の一部に係る総合口座通帳により確認できる給料の振込額から厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、請求期間のうち平成19年12月1日から平成20年5月7日までの期間について、請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額7,792円は、同源泉徴収票において確認できる支払金額及び当該期間に係る雇用保険料率から雇用保険料であると推認できる上、前述の給料の振込額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とは乖離していることを踏まえると、当該社会保険料等の金額は厚生年金保険料とは考え難い。

さらに、E市から提出された請求者に係る「国民健康保険個人照会」及びF市から提出された請求者に係る「国保個人履歴画面」によると、請求期間は国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、平成 16 年 4 月から平成 20 年 7 月までの期間 に B 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。